



成年後見制度を利用しましょう

成年後見制度は、認知症、知的障がいその他の障がいによって判断能力が不十分であるために契約などの法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人などが本人の意思を尊重しながら、その判断能力を補

うことによって、本人の生活を守るものです。

て、今のうちに息子の後見人を選任してもらい、金銭管理をお願いしたり、息子の性格や好きなこと嫌いなことなどを伝えておきたいです。

問い合わせ先
役場福祉事務所障害福祉係
☎(86) 1146「直通」

○まわい相談ください
町では、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、ひとり決めることに不安のあるかたを法的に保護し、住み慣れた地域で安心して過ごせるよう、成年後見制度の相談支援を行っています。お気軽にご相談ください。

○後見制度はどんなときに利用するの？

(事例1) Aさん

高齢で頼れる身寄りがいません。認知症が進行してきました。これまで年金支給日には、銀行に行ってお金を引き出していたのに、最近は、銀行に行っても戸惑うことが多いです。

(事例2) Bさん

必要のない高価な物をたびたび購入しています。騙されているようですが、Bさん自身は認知症のためか購入したことも忘れてしまいます。

(事例3) Cさん

知的障がいの息子がいます。これまでCさんが面倒を見てきましたが、もう少しで80歳になります。将来のことを考え

○後見人(保佐人、補助人)とは

後見人とは、財産管理をしたり、身上保護(生活、療養看護など)に関する事務(介護に関する事務、施設の入退去に関する事務など)を行います。

Bさんのような場合には、必要のない売買契約の取消しができます。また、本人(AさんBさんCさんの息子)の意思を尊重し、どのようなことを望んでいるのかを関係者と一緒に考え、連携して、本人を支援します(＝意思決定支援)。

成年後見制度

法定後見制度

現在の生活に不安を抱える方

<p>後見</p> <p>多くの手続き・契約などをひとりで決めることがむずかしい方</p>	<p>保佐</p> <p>重要な手続き・契約などをひとりで決めることが心配な方</p>	<p>補助</p> <p>重要な手続き・契約の中でひとりで決めることに心配がある方</p>
家庭裁判所		
<p>後見人</p> <p>代理権と取消権が与えられる</p>	<p>保佐人</p> <p>特定の事項※の同意権と取消権が与えられる</p>	<p>補助人</p> <p>一部の同意権と取消権が与えられる</p>

任意後見制度

将来の生活に不安を抱える方

<p>判断能力はある</p> <p>公証人役場</p> <p>判断能力があるうちに、任意後見人を選んでおく</p> <p>判断ができなくなったら</p> <p>家庭裁判所</p> <p>任意後見人</p>

※特定の事項とは民法13条1項にあげられる行為を指す。具体的には、不動産の売買・賃貸借、新築・改築工事契約、相続の承認・放棄や遺産分割協議、高価な動産の売買・賃貸借などがある。